

輸入植物等の通関の際における取扱い等について

蔵関第 626 号
昭和 57 年 5 月 31 日
改正 蔵関第 1205 号
昭和 59 年 11 月 29 日
改正 蔵関第 435 号
昭和 62 年 4 月 30 日
改正 蔵関第 1085 号
昭和 62 年 10 月 23 日
改正 蔵関第 1073 号
昭和 63 年 11 月 14 日
改正 財関第 420 号
平成 19 年 3 月 31 日

標記のことについては、別紙「輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について」(昭和 57 年 5 月 29 日 57 農蚕第 2904 号)に従って処理することとし、昭和 57 年 6 月 1 日から実施されたい。

なお、この通達の実施については、植物防疫所と緊密な連携のもとに実施するものとする。

別紙

57 農蚕第 2904 号
昭和 57 年 5 月 29 日
改正 59 農蚕第 6243 号
昭和 59 年 11 月 6 日
改正 62 農蚕第 2195 号
昭和 62 年 4 月 16 日
改正 62 農蚕第 2307 号
昭和 62 年 10 月 6 日
改正 63 農蚕第 5599 号
昭和 63 年 9 月 28 日

大蔵省関税局長 殿

農林水産省農蚕園芸局長

輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について

輸入植物検査関連手続の円滑化に資するため今般、別添のとおり植物防疫法に関して輸

入通関に当たり確認を要する事項をとりまとめたので、これに御留意の上御協力をお願いします。

(別 添)

1 検査対象植物の範囲

植物防疫法(昭和25年法律第151号(以下「法」という。))第8条の検査(以下「検査」という。)の対象となる植物の範囲は、次に示すとおりである。

(1) 検査の対象となる植物

検査の対象となる植物は、顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物(その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む。)であつて、(2)に掲げるものを除くものである。

(2) 検査の対象とならない植物

検査の対象とならない植物は、別表1の左欄に掲げるものでその解釈は、それぞれ相当右欄に掲げるとおりである。

2 農林水産省植物防疫所が発給する証明書等

(1) 検査の対象となる植物については、植物防疫官の指定する場所においては、すべて検査を行い、その結果、合格したときその他植物防疫法上輸入を認めることが適切であると判断されるときは、農林水産省植物防疫所において次の 又は によりその旨を証明し、当該証明をもつて関税法(昭和29年法律第61号)第70条に規定された他法令の証明とする。

検査合格証明

検査に合格した植物については、次のいずれかの方法により証明する。

ア 当該植物又は容器包装に「植物検査合格証印」(植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第7号様式口(イ))を押印する。

イ 「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)に上記アの証印を押印の上、輸入者又は管理者(輸入者から検査の申請、規則第12条の規定による措置又は法第9条第1項の規定による消毒若しくは廃棄の業務の委任を受けた者をいう。以下同じ。)に交付する。

ウ 当該植物又は容器包装に「植物検査合格証票」(規則第7号様式(ロ))を添付する。

エ 「植物検査合格証明書」(規則第7号様式口(ハ))を輸入者又は管理者に交付する。

輸入認可証明

必ずしも検査を完了してないが、隔離栽培を行う場合、通関後消毒を実施する場合等であつて植物防疫法上輸入を認めることが適切と判断されるときは、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当右欄に掲げる方法により証明する。

表

区 分	方 法
<p>1 次のいずれかに該当する植物等</p> <p>ア 植物防疫法第8条第1項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物及びその容器包装</p> <p>イ 植物防疫法第7条第1項ただし書の許可を受けた輸入禁止品</p> <p>ウ 規則第14条に規定する種苗で規則第16条の規定により隔離栽培のために送付されるもの</p>	<p>次のいずれかの方法</p> <p>ア 当該植物又は容器包装に「植物輸入認可証印」(規則第8号様式(イ))を押印する。</p> <p>イ 当該植物又は容器包装に「植物輸入許可証票」(規則第8号様式(ロ))を添付する。</p> <p>ウ 「植物輸入認可証明書」(規則第8号様式(ハ))を輸入者又は管理者に交付する。</p>
<p>2 木 材</p>	<p>次のいずれかの方法</p> <p>ア 「木材輸入認可証明書」(別記様式1又は2)を輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>イ 「植物輸入認可証印」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p>
<p>3 穀類等</p>	<p>次のいずれかの方法</p> <p>ア 「穀類等輸入認可証明書」(別記様式3)を輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>イ 「植物輸入認可証印」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p>
<p>4 種 苗</p>	<p>次のいずれかの方法</p> <p>ア 「種苗輸入認可証明書」(別記様式4)を輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>イ 「植物輸入認可証印」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p>
<p>5 青果物</p>	<p>次のいずれかの方法</p> <p>ア 「青果物輸入認可証明書」(別記様式5)を輸入者又は管理者に交付する。</p> <p>イ 「植物輸入認可証^印」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は</p>

	管理者に交付する。
6 木材こん包材(別表1に掲げるものを除く。)	次のいずれかの方法 ア 「木材こん包材輸入認可証明書」(別記様式7又は8)を輸入者又は管理者に交付する。 イ 「植物輸入認可証印」(別記様式6)を押印した「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)の写しを輸入者又は管理者に交付する。

(2) 廃棄計画書

木材こん包材において、植物防疫官が廃棄を命じた場合であって、廃棄場所への移動等税関への確認書類として、植物防疫所受理印を押印した消毒(廃棄)計画書(別記様式9)又は輸送後消毒(廃棄)申請書(別記様式10)を輸入者又は管理者に交付する。

3. 証明書記載数量と輸入申告数量が異なる場合の取扱い

2の(1)又は(2)の証明書等に記載されている梱数数量と輸入申告数量が異なる場合の取扱いは次表のとおりとする。

表

区 分		取 扱 い
2の(1)に掲げる証明書等に記載されている梱数・数量より輸入申告数量が少ないとき		訂正を要しない
2の(2)に掲げる認可証明書等に記載されている梱数・数量より輸入申告数量が少ないとき	通常の見誤差と認められる程度である場合	
	通常の見誤差と認められない差である場合	再証明を要する
2の(1)又は(2)に掲げる証明書等に記載されている梱数・数量より輸入申告数量が多いとき		訂正を要しない
	通常の見誤差と認められない差である場合	再証明又は追加証明を要する

備考:「通常の見誤差」とは原則として証明書等に記載されている梱数・数量の3%程度をいう。

別表 1

検査の対象とならない植物	解 釈
製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品	<p>ア 「製材」とは、4面以上にのこ引きされた角材(枕木を含む。) 板材その他全表面にわたり辺材内部まで加工された材をいう。</p> <p>イ 「防腐木材」とは、クレオソート油等の薬剤で処理された木材であって内部にまで薬剤が浸透しているものをいう。</p> <p>ウ 「木工品、竹工品」とは、木材、木本つる性植物又は竹材を加工して作られる置物、彫刻、かご、竹ひご、すだれ等の美術品、工芸品及び民芸品をいい、造花及び人工観葉植物等の一部に使用されている木(ニス塗り又は防腐処理済みのものに限る。)又は木本つる性植物を含む。</p> <p>エ 「製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品」には、チップ、たぶ粉、びやくだん粉、沈香等の木粉及びマツカサ、ヒョウタン又はヤシの実の外殻で作られた置物、植木鉢カバー、壁掛け等の室内装飾用品を含む。</p>
木材こん包材	<p>ア 加工又は処理が行われていない木材を用いて製造された、パレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロック、ドラム、木箱、積載版、パレットカラー、スキッドその他のこん包材であって、生産国において輸入植物検疫規程(昭和25年農林省告示第206号)の別表第6に掲げる方法による消毒が行われ、かつ、同規程別記様式に定める表示が付されているもの。</p> <p>イ 接着剤の使用、加熱加圧又はそれらの組み合わせによって作られる合板、パーティクルボード、ベニヤ板などの加工木材、ベニヤのむき芯、おがくず、木毛、削りくず及び厚さが6mm以下の小片状に裁断された木材を用いて製造されたこん包材。</p>
籐及びコルク	<p>ア 「籐」とは、乾燥された籐及びそれを材料とする製品をいう。</p> <p>イ 「コルク」とは、コルクガシ及びアベマキの樹皮並びにそれらを材料とする製品をいう。</p>

検査の対象とならない植物	解 釈
<p>麻袋、綿、綿布、へちま製品、紙、ひも、綱等の繊維製品及び粗繊維（原綿を含む。）であつて植物の包装材料として使用されたことのないもの</p>	<p>「粗繊維（原綿を含む。）」とは、紡織用繊維の原料に供されるもの（綿、亜麻、麻、しゆろ、やし、ばしよ等）製紙用繊維の原料に供されるもの（がんび、こうぞ、みつまた、くわ、やなぎ等）組編用繊維の原料に供されるもの（籐、こりやなぎ、やし、ばしよ、たこの木、いぐさ科植物、かやつりぐさ科植物、パナマソウ、とうもろこし、よし等。ただし竹及び籐を除く。）刷毛用繊維の原料に供されるもの（ほうきもろこし、へちま等）及び充てん用繊維の原料に供されるもの（カポック等）であつて、剥皮、蒸煮、乾燥、その他繊維としての用途に応じた調整又は加工処理が行われたものをいう（麦稈及び稻稈を加熱圧ぺん及び薬品による漂白処理を経て加工した麦稈真田及びそれに準ずる製品を含む。）</p>
<p>製茶、ホップの乾花及び乾たけのこ</p>	<p>「製茶」とは、乾燥、加熱、発酵等の加工処理（荒茶加工を含む。）が行われた緑茶、紅茶、ウーロン茶、その他の茶（マテ茶、グアバ茶、クコ茶、ジャスミン茶、ハイビスカス茶、朝鮮人参茶、ハーブ茶、柿茶等を含む。）をいう。</p>
<p>発酵処理されたバニラビーン</p>	
<p>亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物</p> <p>あんず、いちじく、かき、しなさるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゆうがんの乾果</p> <p>ローカストビーンガム、ガーガム、でん粉（サゴ、タピオカ、くず、じやがいも、さつまいも、とうもろこし等のでん粉）大豆たんぱく等植物からの抽出物</p>	<p>「亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物」とは、長期保存又は調理を目的として、植物を亜硫酸、アルコール、酢酸等の薬品又は砂糖、塩等の食品調味料により浸漬加工されたものをいう。</p>

検査の対象とならない植物	解	釈
<p>ココヤシの内果皮を粒状にしたもの</p> <p>乾燥した香辛料であって小売用の容器に密封されているもの</p>		<p>「小売用の容器に密封されているもの」とは、食品として直接最終消費者に販売されるものであつて、瓶詰、缶詰、アルミホイル容器等病虫害の汚染のおそれのない状態にされているものをいう。</p>